

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則案の概要

1 概要

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例（令和4年6月議会上程。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則案の要旨

- (1) 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める私的整理に関するガイドラインについて、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和2年10月30日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）を対象とするもの。
- (2) 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める私的整理に関するガイドラインについて、中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和4年3月4日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）を対象とするもの。

3 施行期日

意見公募後、速やかに公布・施行する。